

IMSBC コードに記載されていない貨物の性質及び運送条件

1 ばら積み貨物運送品目名 : Tentative Bulk Cargo Shipping Name

高炉系ダスト

2 貨物の説明 : DESCRIPTION

- ・ 高炉系ダストは、高炉による鉄鋼製造工程（高炉、製鋼、焼結等）より発生する酸化鉄を多く含有する煤塵を湿式で集塵させたものあり、製鉄原料及びセメント原料として使用されている。
- ・ この貨物の水分値は、品質管理等の目的で管理されており、液状化が問題となる値よりも低いことが保証されている。
- ・ 形状は粉状～塊状で色は黒色、茶褐色
- ・ 水分値は 30%以下
- ・ 真比重は 2～5 程度

3 貨物の性状 : CHARACTERISTICS

3.1 種別 : GROUP

C

3.2 見かけ密度(kg/m^3) : BULK DENSITY

1000 ～ 1400 kg/m^3

3.3 載貨係数(m^3/t) : STOWAGE FACTOR

0.7 ～ 1.0 m^3/t

3.4 粒径 : SIZE

微粉

3.5 等級（種別 B の場合に限る） : CLASS 国連番号（危険物の場合に限る） : UN No.

不適用

3.6 静止角（非粘着性物質の場合に限る） : ANGLE OF REPOSE

不適用

4 危険性 : HAZARD

特段の危険性はない。
この貨物は不燃性又は火災危険が低い貨物である。

5 運送条件

5.1 積付及び隔離要件：STOWAGE & SEGREGATION

特段の要件はない。

5.2 船倉の清浄さに係る要件：HOLD CLEANLINESS

特段の要件はない。

5.3 天候に係る要件：WEATHER PRECAUTIONS

- ・この貨物の雨中荷役を禁止する。ただし、貨物の実水分値が、液状化が問題となる値よりも十分低く、雨中荷役を実施しても、その雨による水分値の増加が液状化の可能性を生じないことについて荷送人により証明された場合は、その雨の中で荷役を実施しても良い。
- ・船倉内の貨物の全量をその港で荷揚げする場合は、その船倉の貨物は雨中で揚げ荷することが出来る。
- ・この貨物の荷役中は、この貨物を積載している又は積載する予定であって荷役を行っていない全ての船倉のハッチカバーを閉鎖すること。

5.4 積荷役時の要件：LOADING

- ・この規則の第4章及び第5章の関連する規定に従って荷繰りすること。
- ・貨物の水分値が管理されており、液状化が問題となる値より低いことが、荷送人により船長に申告されていること。

※「コード本文第4章及び第5章」の記載については、平成23年1月1日から施行される国内規則の該当する条項を記載予定。

5.5 各種の要件：PRECAUTIONS

貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡若しくは他の同等な粉じんからの眼の保護及び防塵マスクを必要に応じて着用すること。

5.6 通風要件：VENTILATION

特段の要件はない。

5.7 運送時の要件：CARRIAGE

特段の要件はない。

5.8 揚荷役時の要件：DISCHARGE

特段の要件はない。

5.9 清掃に係る要件：CLEAN-UP

特段の要件はない。